

シミズふないの里 （介護予防）訪問リハビリテーション

重要事項説明書

1. シミズふないの里は、京都府知事の指定を受けた（介護予防）訪問リハビリテーション事業所（以下、「当事業所」とします。）です。当事業所は理学療法士が1名以上勤務しています。
2. 当事業所は介護保険の要支援・要介護認定を受けられた方（申請中の方を含む）を対象としています。訪問リハビリテーション（以下、「訪問リハビリ」とします。）を受けていただくには、主治医から診療情報を受けた当施設担当医の診察・指示が3月毎必要となります。また、当施設担当医が必要と判断した場合には、再度主治医を受診していただくことがあります。
3. 当事業所は、リハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能、生活機能の維持向上を図ります。そのために、利用者・家族の心身の状態や生活状況、希望を把握し、ケアプランに沿って訪問リハビリテーション実施計画を作成します。また、入院中にリハビリテーションを受けており、退院後早期に当事業所の訪問リハビリを実施する利用者に於いては、訪問リハビリテーション実施計画を作成するに当たり、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション計画書等が必要となります。当事業所は、利用者・家族に実施計画を説明し、同意を得た上で、居宅にて訪問リハビリのサービスを提供します。
4. 多角的な評価を行うために、他職種・複数人（看護師や他スタッフなど）での訪問や担当者の変更などを行うことがあります。また、当施設は学生の実習対応施設です。そのため治療見学等をお願いすることがあります。
5. 当事業所の営業日時は、国民の祝日と年末年始の12月30日～1月3日を除く、月～土曜日の午前8時30分～午後4時45分です。ただし研修会の参加等で訪問営業を休止することがあります。ほかに職員の体調不良や事故等の緊急時、天候不良で当日急きょ訪問中止となることがあります。また訪問到着時間は、交通事情等の理由から予定より20分程度、前後することがあります。これら訪問の休止や中止、20分以上の時間変更については、可能な限り早急にご連絡いたしますが、訪問予定時間の直前になることもあります。
6. 訪問リハビリは、20分を1回とし、下記の訪問リハビリテーション費と訪問リハビリサービス提供体制強化加算を徴収させていただきます。また短期集中リハビリテーション加算に該当する場合は別途徴収させていただきます。
利用者・家族の体調不良や都合による訪問のキャンセルについては、サービス提供日の前日までにお知らせください。事前連絡がなく予定通り訪問させていただいた際には、別途キャンセル料を頂く場合があります。キャンセル料は介護保険対象外となるため、利用相当額（訪問リハビリテーション費と各種加算の10割、交通費）となります。
利用金額については、利用月の翌月中旬の訪問時にお知らせいたしますので、お支払いください。受領確認の上、領収書を発行いたします。

	1割負担	2割負担	3割負担
訪問リハビリテーション費 [1回20分 毎]	307円	614円	921円
介護予防訪問リハビリテーション費 [1回20分 毎]	298円	596円	894円
(介護予防) サービス提供体制強化加算Ⅰ [1回20分 毎]	6円	12円	18円
(介護予防) 訪問リハ計画診療未実施減算 [1回20分 毎]	-50円	-100円	-150円
(介護予防) 短期集中リハビリテーション実施加算 [1日 毎]	200円	400円	600円
(介護予防) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 [1日 毎]	240円	480円	720円
(介護予防) [1月 毎]			
訪問リハマネジメント加算(イ)	180円	360円	540円
訪問リハマネジメント加算(ロ)	213円	426円	639円
※医師が説明した場合上記に270円加算 (イ)	450円	900円	1350円
(ロ)	483円	966円	1449円
(介護) 移行支援加算 [1日 毎]	17円	34円	51円
介護予防 減算(利用より12か月経過)	-30円	-60円	-90円
(介護予防) 退院時共同指導加算 [退院1回に限り]	600円	1200円	1800円

※生活保護などの公費受給該当者は、利用者負担額を補助する制度があります。

※介護職員等処遇改善加算にて、利用合計単位に1.5%の加算率を乗じる。

7. 実施地域は、南丹市園部町（天引、瓜生野、大河内、大西、熊崎、黒田、穴人、竹井、殿谷、仁江、埴生、船阪、法京、南大谷、南八田、若森を除く）、南丹市八木町、亀岡市（千代川町、馬路町、旭町、大井町、河原林町、千歳町）です。また、通常事業実施地域を越えた地点からの距離に応じて、1日に付き下記の交通費が必要となります（公共交通機関及びタクシー利用時は実費負担となります）。

3 km以内	150円	5～9 km以内	500円
3～5 km以内	300円	9 km以上	750円

8. サービスを提供するために使用する水道・ガス・電気等は、利用者の負担となります。

9. サービス提供中に利用者の病状が急変した場合やその他不測の事態において必要な場合は、速やかに関係者（主治医、当施設担当医、ケアマネジャー）に連絡を取り、必要な処置を講じます。また、サービス提供にあたり万一事故が発生した場合は、主治医及び当施設担当医に速やかに連絡を取り指示を受けて応急処置を行うとともに、家族やケアマネジャーへの連絡を行います。

サービス提供にあたり、利用者の生命・身体・財産などを傷つけた場合は、その責任の範囲において利用者に対し、その損害を賠償します。事故の内容によっては、京都府・市町村の行政機関に報告します。

10. サービス内容など全般に関わる相談や要望・苦情・お気づきの点は、申し出ください。施設の苦情処理マニュアルに従い速やかに対応いたしますが、玄関に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。
- また、保険者である市町村の相談・苦情窓口または、京都府国民保険団体連合会の苦情処理窓口に伝えることもできます。指導等にかかる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう必要な措置を講じます。

1) 当施設の連絡先

担 当：シミズふないの里 訪問リハビリテーション

電 話：0771-43-2111（代表） F A X：0771-42-3933

2) 市町村の連絡先

亀岡市役所 高齢福祉課 介護保険担当の連絡先

電話：0771-25-5182

南丹市役所 高齢福祉課 介護保険担当の連絡先

電話：0771-68-0006

3) 京都府国民健康保険団体連合会の連絡先

電話：075-354-9090

11. 利用者の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

- | | |
|--------------------------------|----|
| 1) アンケート調査、意見箱等利用者の意見を把握する取り組み | あり |
| 2) 第三者評価の実施と結果の公表 | なし |
| 3) 自主点検表による点検・評価を行う取り組み | あり |

12. 当事業所職員には守秘義務があり、利用者の個人情報外部に漏らしません。ただし、介護保険サービスを安心して受けていただくためには、主治医やケアマネジャーの他、利用者と関係する他事業所の担当者などと連携する必要があり、必要な情報を提供する場合があります。また、駐車許可申請のため管轄の警察署へ連絡させて頂くことがあります。

- ◆ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの提供開始に当たり、利用者様に上記の重要事項を説明しました。

事業所名 社会医療法人 清仁会 シミズふないの里
(京都府指定 2653480018)

所在地 京都府南丹市八木町西田山崎 16 番地
説明者

- ◆ 私は、事業者からの訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションについての重要事項の説明を受け、サービスを受けること並びにその利用料を支払うことに同意します。また、サービス担当者会議等において私並びに家族の個人情報を用いることに同意します。

年 月 日
住 所 _____

利用者 _____

家族 _____ (続柄 _____)